

先進医療等不妊治療費の助成について

潟上市では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）のうち、保険適用となる不妊治療と併せて実施する「保険適用外の先進医療」及び「先進医療とならない保険適用外の治療を含む不妊治療」に要する費用を全額助成しています。これは県で行っている「秋田県先進医療等不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担分について全額助成を行うものです。

※対象経費は、秋田県先進医療等不妊治療費助成事業で定める対象経費に限ります。



対象となる方 ※以下の条件をすべて満たしている方が対象です。

- 夫婦（事実婚含む）で秋田県先進医療等不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方
- 夫婦のいずれか一方が申請日において1年以上潟上市に住所を有すること。
- 本市の市税を滞納していないこと。



申請期限

秋田県先進医療等不妊治療費助成事業の助成決定を受けた日の属する年度の翌年度末



提出書類

- ☐ 先進医療等不妊治療費交付申請書
- ☐ 住民基本台帳の記録及び市税の納付状況の確認に係る同意書
- ☐ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
（秋田県先進医療等不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書がある場合は、写しと一緒に提出してください）
- ☐ 秋田県先進医療等不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ☐ 医療機関発行の領収書の写し
- ☐ 振り込み先の通帳の写し
- ☐ 社会保険等から助成が出ている場合は、助成額がわかる書類



お問い合わせ・申請先

〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1

潟上市役所子育て応援課 こども家庭センターかたるん（TEL 018-853-5372）

☆秋田県先進医療等不妊治療費助成事業について☆

秋田県先進医療等不妊治療費助成事業は、指定された医療機関において、特定不妊治療を受けたご夫婦を対象に助成金を支給する制度です。

☆お問合せ先☆ 秋田地域振興局福祉環境部（018-855-5170）まで